

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 東京都文京区（以下「文京区」という。）と茨城県石岡市（以下「石岡市」という。）は、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 文京区と石岡市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、前条に定める連絡担当部局を通じて、電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

なお、通常の通信手段が途絶し、直接要請することが不可能なとき、又は応援を要すると認められる状況が判明したときは、要請を待たずに、速やかに対応するものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (2) 応急対策用資器材の提供
- (3) 応援職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な物資

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が行うものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援の要請を受けた自治体にこれを依頼するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた自治体から要請があった場合には、応援する自治体は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(協 議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協議により定めるものとする。

(雑 則)

第8条 この協定は、平成8年8月8日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、文京区、石岡市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年8月8日

東京都文京区

代表者 文京区長

遠藤正則 

茨城県石岡市

代表者 石岡市長

木村芽城 